

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産課

鳥取県は、「鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例」を制定した（条例第52号として令和2年10月13日公布・施行）。

精液など遺伝資源の不正な県外流出を防ぎ、鳥取県産和牛の遺伝資源保護や振興を目的として、県有種雄牛の遺伝資源を「知的財産」に位置付けると明記した全国初の条例。

1 条例制定に至った背景と経緯

（1）鳥取県の和牛

鳥取県は、大正時代から全国に先駆けて和牛の登録制度を確立し、昭和25年に全国最高峰の高等登録第1号となった栄光号や、その子孫で全国の銘柄牛の基礎となった気高号を輩出する等、我が国における和牛の改良において特別な地位を占めてきた歴史があります。

その後、平成3年の輸入枠の撤廃により本格的に始まった牛肉の輸入自由化により、和牛生産が肉質重視へと大きく舵を切る中、本県では肉質改良への取組の立ち後れによる長

い低迷の時期を経ることになります。しかし、生産者、関係団体と一丸となって長年にわたる努力を積み重ねた結果、「百合白清2」号、「白鵬85の3」号等の優秀な種雄牛の造成に成功し、これらの優秀な種雄牛の遺伝資源を活用して、5年に一度開催される全国和牛能力共進会の第11回宮城県大会（平成29年）において「肉質日本一」を獲得することで、改めて鳥取県は全国から注目される和牛産地となりました。

今では鳥取和牛の勢いは往時を思わせるものとなり、令和2年のコロナ禍にあっても、本県の子牛市場には優良血統の子牛を求め全国のパイヤーが集結し、全国1位の取引価

格（令和2年）の市場に急成長しています。

（2）条例制定の背景

本県は再び全国の和牛をけん引する存在となりましたが、手放しで喜んでみられませんでした。「県有種雄牛の遺伝資源の流出」という新たな問題の発生です。和牛繁殖は、人工授精が一般的であり、その交配に使用する種雄牛の精液は0.5ccのストローに充填され、マイナス196℃の液体窒素下で流通していることから、全国で本県種雄牛の名声が高まるほど、県外への精液等の遺伝資源流出の誘因が高まってしまおうという皮肉な結果が生じました。

流出した精液を使って「白鵬85の3」号の血統の子牛や種雄牛が次々と県外で誕生することになれば、和牛産地として鳥取県が築いてきた基盤がたちまち崩壊しかねません。和牛の遺伝資源流出については、国内でも国外への流出未遂事例が大きな問題となっていました。流出を防止する法制度がないことから、条例を制定してでも、県有種雄牛の遺伝資源の流出を防ぐ手立てを考えるべきではないか。こうしたことから鳥取県の和牛の遺伝資源を守る検討が始まりました。

(3) 制定までの経過

県有種雄牛の精液等の適正な流通を確立する方策を早急に検討するため、罰則を伴う規制を含めた条例制定も視野に、県内の生産者や農業団体の代表者だけでなく、県外からも有識者として、公益社団法人全国和牛登録協会役員や知的財産権についての法律の専門家である弁護士の方にも加わっていただき、令和元年5月に「鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通の検討会」を立ち上げました。

県有種雄牛の精液等については、既に契約による家畜人工授精師への譲渡を行っていましたが、検討を進める中で、まずは契約制度を見直すことにしました。それは、県有種雄牛の中でも、特に優秀な種雄牛（以下「特定

種畜」という。）に限り、精液の所有権が移転してしまう譲渡契約ではなく、凍結精液の所有権を鳥取県に留保したまま家畜人工授精師等に提供する内容であり、令和2年4月からその契約制度に基づく精液提供をスタートしています。

一方、国でも家畜遺伝資源を守る検討が行われ、令和2年4月に、精液や受精卵の流通管理の規制を強化する「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」とともに、家畜遺伝資源に係る不正競争行為に対する差止請求、損害賠償請求や刑事罰等の規定を設けた新法「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が制定されることとなりました。

このため、当初予定していた罰則は盛り込まず、①県有種雄牛の遺伝資源保護と②その活用により和牛振興を図ることとした内容にまとめ、事前に畜産関係者等と調整した後、鳥取県議会において全会一致で可決され、令和2年10月13日に「鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例」を公布しました。

2 条例の概要

(1) 条例の目的

本条例にはあえて前文を付し、鳥取県が県民とともに長年にわたって和牛改良に挑戦し、優秀な種雄牛の造成と畜産振興に注力し

てきたことで今日の和牛産地としての地位を築いた歴史を示し、何人も県有種雄牛の遺伝資源をみだりに県外に流出させないことを明記するなど遺伝資源を未来に引き継いでいく決意を表しています。

その上で「県有種雄牛の遺伝資源保護のための措置」と「鳥取県産和牛の振興に関する計画」について定め、生産者の経営安定、加工及び流通の高度化、販売拡大の促進等の措置を講じ、鳥取県産和牛に係る畜産業や関連産業の発展を図ることを目的としています。

(2) 遺伝資源の保護

県が所有する種雄牛の凍結精液等の遺伝資源を、全国で初めて「知的財産」として位置付けており、遺伝資源保護のための具体的措置として、前述した令和2年4月から開始している新たな契約制度を活用するものとしています。

さらに県は、種雄牛の計画的造成や精液の安定供給を図ることとし、特定種畜以外も含む県有種雄牛の遺伝資源の適正管理のため、告訴、差止請求等の必要な法的措置をとることを明記しています。

(3) 振興計画

条例では、遺伝資源保護とともに、鳥取県

「鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例」のポイント

全国で初めて県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として位置付け。

☆何人も県有種雄牛の遺伝資源をみだりに県外に流出させてはならないことを宣言

◆県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として保護

- 県有種雄牛の遺伝資源を全国で初めて知的財産として位置付け
- 特に重要な県有種雄牛を告示し、遺伝資源は所有権を留保した契約により厳格管理
- 種雄牛造成を計画的に進めることを全国で初めて明記

◆「和牛産業」の振興

- 鳥取県産和牛の生産だけでなく流通および販売までの事業を「和牛産業」と位置付け、生産者、関係団体などの意見を聴いて振興計画を作成
- 生産者の経営安定や鳥取県産和牛の販路拡大などにつながる事業の実施

の和牛振興を第二の柱としており、県有種雄牛の遺伝資源保護と鳥取県産和牛の生産、加工、流通又は販売の事業（以下「和牛産業」という。）の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めることを義務付けています。

県有種雄牛の遺伝資源を未来へ引き継ぎ、「和牛産業」の健全な発展を図る

具体的には、県有種雄牛の遺伝資源管理、繁殖牛・肥育牛の増頭、産肉能力・繁殖能力の改良、和牛産業の施策等に関する事項を、生産者等関係者の意見を聴いて定めることとしており、県内関係者が一丸となって取り組むこととしています。

3 現在の取組

そして、県はこの振興計画に基づき和牛産業の振興のための施策展開を積極的に行い、施策の実施に必要な財政上の措置も講ずることとしています。

令和2年10月に公布した本条例に基づき振興計画を令和3年4月に策定しました。振興計画では、和牛といえど鳥取と呼ばれる産地を目指し、和牛遺伝資源を大切に守り、活気ある子牛市場があり県民に愛されるブランド牛肉を提供するなど、全国から注目される和牛産地としての将来像を掲げ、将来像達成に向けた基本方針を示した上で、10年後（令和12年）の繁殖雌牛7000頭（現状4452頭）や、「鳥取和牛」の認知度を高めて、有名産地を超える枝肉価格を目指すなど具体的な目標を設定し、本県の和牛産業の振興を図る内容としています。

4 今後の展望、課題

振興計画は、策定することが目標ではなく、実現していくことが大事です。生産者等関係者とともに計画の実現に向けて一丸となって取り組んでいきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症がもたらした経済・社会の混乱の中、和牛取引価格の大幅下落など不安定要素が付きまとっています。このような不透明な重苦しい時期に歩み始めた和牛の遺伝資源保護のための動きは、中長期的に本県の和牛産業発展の礎となる大きな力となるのではないかと期待しています。

しかしながら、未だ課題は残されています。和牛の遺伝資源については、国外との関係も含め、他の知的財産と全く同様な保護がなされていないと言えない面があり、更なる法的制度の構築について、国全体、さらに国際社会の中で、引き続き検討が望まれます。また、実効性のある保護を実現していくためには、精液や受精卵の管理状況や流通実態の把握等が必要となりますが、家畜人工授精師からの報告が煩雑であり、効率も悪いことから、電子データによるシステム管理を行うよう、国による統一的なシステム構築への要望も上げながら県独自の体制作りを進めているところです。国内の和牛改良のために



全国の和牛関係者が注目する
鳥取県種雄牛「白鵬85の3」号



高い品質が評判の鳥取和牛

は、本県だけでなく県外関係機関との協力が
必要となります。

遺伝資源保護とのバランスを保ちながら
様々な課題を克服し、真に希望に満ちた和牛
の未来を開いていくことが重要です。親から
子へと受け継がれていく命。国際的にもその
優れた形質として認められた和牛。その遺伝
資源を守る挑戦は、鳥取県でも、日本でも、
まだ始まったばかりです。

